

2026年7月2日

日本テコンドー協会

会長 河 明生

## 一、定義

### 1, 【日本テコンドー協会門人】

『日本跆拳道七大精神』を尊ぶ日本跆拳道二段以上の蹴士をいう。

### 2, 【正当防衛】と【過剰防衛】

刑法36条1項 急迫不正の侵害に対し、自己または他人の権利を防衛するため  
已むことを得ざるに出たる行為はこれを罰せず

2項 防衛の程度を超えたる行為は、  
情状に因りその刑を減輕または免除することを得

## 二、罪刑法定主義

1, 沿革 1801年、ドイツのフォイエルバッハ説  
日本国刑法は罪刑法定主義を採用（英米法は判例主義採用）。

2, 日本憲法の罪刑法定主義

### ①憲法31条（適正手続きの原則→DUE PROCESS）

何人も法律の定める手続きによらなければ、  
その生命もしくは自由を奪われ、またはその他の刑罰を科されない。

### ②憲法39条前段（遡及処罰の禁止）

何人も実行の時に適法であった行為については、刑事上の責任を問われない

### ③憲法73条6号の但書（内閣の政令による処罰・罰則の委任の禁止）

内閣は他の一般行政事務の外、左の事務を行う（1号から5号省略）

6、この憲法および法律の規定を実施するために、政令を制定すること。

但し、政令には特にその法律の委任がある場合を除いては  
罰則を設けることができない

## 三、日本刑法における正当防衛

### 1、司法の判断

①構成要件該当性 → ②違法性 → ③責任

### 2、正当防衛の解釈

#### 1) 構成要件該当性

##### ①刑法204条（傷害罪）

人の身体を傷害した者は15年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する

##### ②刑法208条（暴行罪）

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の拘禁刑（旧懲役）または30万円以下の罰金もしくは拘留または科料に処する

### 2) 違法性阻却事由 → 刑法36条1項

## 四、判例

### 1、最高裁1987年（S62）3月26日判決【昭和59（あ）1699】

【勘違い騎士道事件】→1981年千葉県、空手3段の英国人Aによる回し蹴りで死亡

①千葉地方裁判所S59年2月7日判決→無罪

②東京高等裁判所S59年11月22日→護送過剰防衛

傷害致死罪成立。ただし、刑法36条2項により減刑

③最高裁判決→傷害致死罪成立。ただし、刑法36条2項により減刑

### 2、構成要件の「急迫」を認めた判例と否定した判例

①最高裁S46年11月16日判決→急迫を認め正当防衛。

Bが待ちかまえている場所に戻り、Bから殴打されたCが反撃し加療10日傷害

②最高裁S30年10月25日判決→急迫を否認。

最高裁は傷害致死罪判決→「刑法205条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は3年以上の有期拘禁刑（改正前は懲役）に処する」

紛争渦中にあったDが出刃包丁で刺しにきたので、Fは持参したが道路に置いていた日本刀で返り討ちにした事件

### 3、構成要件の「不正」を認めた判例と否定した判例

①東京高裁S27年12月2日判決→Gの不正を認めHの正当防衛を認めた判決。

Gが自宅におしかけ土足で部屋に入りHとケンカ。Gは怪我をしHは気絶した。

②最高裁S29年7月15日判決→警察官Iの不正を否認し、Jの正当防衛を否定。  
警察官Iが、Jに職務質問したところJが逃げたため警察官Iが追いかけて手をとり停止させようとした際、Jが警察官Iを殴る